

最終更新日:2015年6月30日

株式会社オービック

代表取締役社長 橘 昇一

問合せ先:専務取締役 経営企画室長 加納 博史 TEL:03-3245-6510

証券コード:4684

http://www.obic.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は継続的な企業価値の向上のため、経営におけるリスク管理の強化と、透明性の確保が極めて重要であると認識しております。当社は監査役会制度を採用しており、取締役会、監査役会を通じて経営リスクに関するモニタリングを行ない、内部監査では会計監査および業務監査を実施し、コンプライアンス徹底を図るとともに自浄能力強化に努めております。また、経営企画室を中心とした投資家へのIR活動を活発に行うことにより、公平で透明性のある情報開示にも注力しております。これらにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、当社及びグループ企業各社においても経営管理組織の更なる充実を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ノダ・マネジメント	16,909,000	16.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	6,434,500	6.46
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505223	5,528,790	5.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	4,722,100	4.74
資産管理サービス信託銀行株式会社	3,123,400	3.13
野田 順弘	2,881,000	2.89
野田 みづき	2,781,000	2.79
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	2,687,380	2.69
ジェーピーモルガンチェースバンク385632	2,367,100	2.37
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505025	2,074,900	2.08

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	13 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
五味 康昌	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
五味 康昌	○	——	当社は、五味康昌氏を銀行および証券会社における経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たすなど、当社グループ全体のガバナンスの強化を図るため、選任しております。 なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則」および「上場管理等に関するガイドライン」に規定する事由に該当することなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	更新
-----------------------	----

当社は、当社および関係会社の監査において、内部監査、監査役監査、会計監査人監査の三様監査の連携が、監査品質の向上、監査効率の向上、ならびに監査の実効性を確保する上で、大変重要であると考えます。

監査役会を中心として内部監査部門と会計監査人は、定期的に意見・情報の交換の場を設け、それぞれの監査計画（方針・実施時期・手法など）の策定、監査状況・監査結果の報告と相当性の評価、指摘事項の対策検討などを連携して協議し、監査の効率化と補完を図っております。

内部監査につきましては4名で組織する経営企画室を中心に経理部と連携し、上半期に会計監査、下半期に業務監査を実施しております。会計監査においては会計基準・社内規程の遵守における調査を行ない、業務監査においては経営に係わるタイムリーな事項を重点監査項目として設定し、社会通念や商取引慣行などのビジネスに伴うリスクの調査を行うことで実務上の自浄能力の強化を図っております。内部監査の結果は取締役会、監査役会、ならびに会計監査人に報告され、指摘事項については被監査部門への説明を行い、速やかに対策を検討し、コンプライアンスの徹底や業務の改善に反映されており、経営上重要な役割を果たしております。

監査役会については、社外監査役2名を含めた3名で組織し、経営の監視機能を強化するものであり、日常的な監査を行うとともに、取締役会をはじめ重要な会議に出席し、適宜、助言・勧告を行っており、客観性及び中立性の確保に努め円滑に機能しております。

会計監査については、新日本有限責任監査法人に依頼しております。当社グループ全体に向けての監査を実施しており、会計制度の変更などにも速やかに対応する環境にあります。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、原一浩氏、野水善之氏の2氏であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。監査証明に係る監査業務に携わる補助者は、公認会計士6名、その他9名であり、合計15名が携わっております。

今後も、当社グループ全体の経営体制の更なる健全化を目指し、三様監査の連携を深め監査の実行性を高め、コーポレートガバナンスの強化を推進してまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)	更新
-----------	----

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
坂和 章平	弁護士													
長尾 謙太	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)	更新
-----------	----

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂和 章平		――	当社は、坂和章平氏を独立した第三者の立場からの客観的・中立的な視点による監査業務の実施、ならびに弁護士という高い専門性に基づくコンプライアンス体制への助言など、当社グループ全体のガバナンスの強化を図るため、選任しております。
長尾 謙太	○	――	当社は長尾謙太氏を独立した第三者の立場からの客観的・中立的な視点による監査業務の実施、ならびに公認会計士・税理士という高い専門性に基づくコンプライアンス体制への助言など、当社グループ全体のガバナンスの強化を図るため、選任しております。 なお、同氏は「有価証券上場規程施行規則」および「上場管理等に関するガイドライン」に規定する事由に該当することなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬につきましては、株主総会決議による報酬総額の範囲内で、取締役会決議において、業績状況を勘案し個別の額を決定しており、適正な報酬体系となっていると考えております。従って、特別なインセンティブ付与は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬につきましては、有価証券報告書にて開示しております。平成27年3月期における取締役(社外取締役を除く)に対する報酬総額は441百万円、監査役(社外監査役を除く)に対する報酬総額は13百万円、社外役員に対する報酬総額は11百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--------------------------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、平成27年6月26日開催の第48回定時株主総会において取締役の報酬限度額は年額700百万円以内とし、そのうち基本報酬額を年額600百万円以内、賞与を年額100百万円以内である旨、また平成12年6月29日開催の第33回定時株主総会において監査役の報酬限度額は年額30百万円以内である旨、決議いただいております。その限度額以内において、各役員

の業務執行状況等を鑑み、取締役の報酬等については取締役会にて、監査役の報酬等については監査役会の協議にて報酬等の額の算定を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役2名は監査役の機能として、取締役会、監査役会をはじめ重要な会議に出席しており、情報の共有化が図られております。また、専従の担当セクションは組織しておりませんが、経営企画室、総務部を中心に情報伝達を確実に行う体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離するため、執行役員制度を導入しております。取締役は執行役員を兼務し、その専門的な知識や豊富な経験を活かした業務執行を行っております。これらにより、当社では経営環境の変化を敏感に捉えると同時に、業務執行の実行性を踏まえた経営の意思決定を迅速に行える体制を構築しております。取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており重要事項は全て付議され、業績の進捗につきましても議論し対策等を検討しております。同時に経営戦略会議を開催し、各部門から業績などの現状報告が行われ、議論のうえ具体的な対策等が決定されております。

さらに、グループ企業の経営トップで構成される「関係会社役員会」を開催しており、各社の経営状況や利益計画の進捗を把握すると同時にコーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

監査・監督においては、内部監査、監査役監査、会計監査人監査の三様監査の連携が、監査品質の向上、監査効率の向上、ならびに監査の実効性を確保する上で、大変重要であると考えます。詳細については、「1.機関構成・組織運営に係る事項」の【監査役関係】の「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおりであります。

取締役指名決定に当たりましては、取締役会にて候補者の審議を経たうえ、株主総会に提出する選任議案の決議を行っております。監査役指名決定に当たりましては、同様のプロセスとなりますが、別途監査役会の同意を得たうえ、取締役会において審議することとしております。

取締役及び監査役の報酬につきましては、それぞれ株主総会決議による報酬総額の範囲内で、取締役報酬は取締役会決議において、また監査役報酬については監査役会の協議に基づき個別の額を決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は継続的な企業価値の向上のため、経営におけるリスク管理の強化と、透明性の確保が極めて重要であると認識しております。当社は監査役会制度を採用しており、取締役会、監査役会を通じて経営リスクに関するモニタリングを行ない、内部監査では会計監査および業務監査を実施し、コンプライアンス徹底を図るとともに自浄能力強化に努めております。また、経営企画室を中心とした投資家へのIR活動を活発に行うことにより、公平で透明性のある情報開示にも注力しております。これらにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保し、当社及びグループ企業各社においても経営管理組織の更なる充実を図ってまいります。

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

平成27年6月26日開催の第48回定時株主総会において社外取締役を1名選任しておりますが、人的関係、資本的関係、取引関係、その他の重要な利害関係はなく、銀行及び証券会社における経営経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしてまいります。また、2名の社外監査役と当社においても人的関係、資本的関係、取引関係、その他の重要な利害関係はなく、おのの弁護士、公認会計士という公的資格を持ち、高い専門性に基づき当社のガバナンス強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役の選任における独立性に関する基準又は方針を明確に定めておりませんが、東京証券取引所の規程等に定める独立性に関する諸規定を参考に、様々な分野における豊富な経験や見識を有し、かつ経営陣からの独立性の確保を考慮した人選をしております。

現在、社外取締役の選任は1名ですが、当社のコーポレートガバナンスの強化に資する社外取締役の更なる選任も検討していきたいと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より1週間程度の早期発送に努めております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
その他	招集通知をホームページに掲載し、議決権行使の円滑化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期(期末・中間)ごとに決算説明会を開催し、代表者による説明・質疑応答を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信、適時開示情報、株主総会招集通知、報告書(期末・中間)について掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にてIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	経営の基本方針の一つとして、「株主の満足」・「顧客の満足」・「社員の満足」を追求することを掲げております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記の項目について決議しております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその取締役からの独立性に関する事項
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
9. 反社会的勢力排除に向けた体制
10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

決議した基本方針に則り、コンプライアンス体制ならびにリスク管理体制については、総務部が中心となり全社横断的な統括管理を実施し、事業全般に関するコンプライアンスの徹底と、リスクの未然防止および発生時の迅速な対応の確保を図っております。

職務執行体制については、期毎に、各部門における業績目標の設定を行い、その進捗については毎月の経営戦略会議の実施により月次業績の把握、必要に応じて改善策の検討を行い、目標達成の確度を高めております。

監査体制については、当社および当社グループ全体の内部監査、監査役監査、会計監査人監査の三様監査を実施しております。監査の実施にあたっては、監査役会を中心として内部監査部門と会計監査人との連携を深め、監査効率の向上、監査の実効性の確保を図っております。

これらにより、当社および当社グループ全体の内部統制を強化し、ディスクロージャーの信頼性を確保するとともに、業務の有効性および効率性を高め、継続した企業価値の向上を図ってまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、すべての利害関係者から継続的な信頼をいただくために、反社会的勢力や団体に関しては毅然たる態度で対応いたします。

2. 整備状況

総務部を対応統括部署として、事業活動における反社会的勢力に係る各種リスクの予防と軽減を図っております。当社グループの役員・社員は、不当要求を拒否するとともに、問題を速やかに当社総務部に連絡し、組織的に対応するものとします。また、外部の専門機関や、弁護士など専門家と連携し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記の通りです。

【情報開示の基本方針】

当社では、株主・投資家の皆様に適時・正確かつ公平に情報を提供するため、原則として東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」)に準拠した情報、ならびにその他重要な情報(以下「情報」)について、適時適切に開示しております。

【情報開示の方法】

適時開示規則に準拠した発生事実に関しては発生後遅滞なく、決定事項及び決算情報については取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。情報開示に関しては、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて行い、証券取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関しては、関東財務局の提供する電子開示システム(EDINET)にて開示しております。また、必要に応じて各メディアへ掲示するとともに、当社ホームページにも掲載し、正確かつ公平な情報開示を心がけております。

【インサイダー期間について】

当社は決算情報等の株価に影響を与える情報の漏洩を未然に防止し、公平性を確保するため、決算日から決算発表日までを「インサイダー期間」としております。この期間は決算及びそれに関連する一切のコメントを差し控えることとしており、全社員が特に重要な情報管理の期間として認識し対処しております。

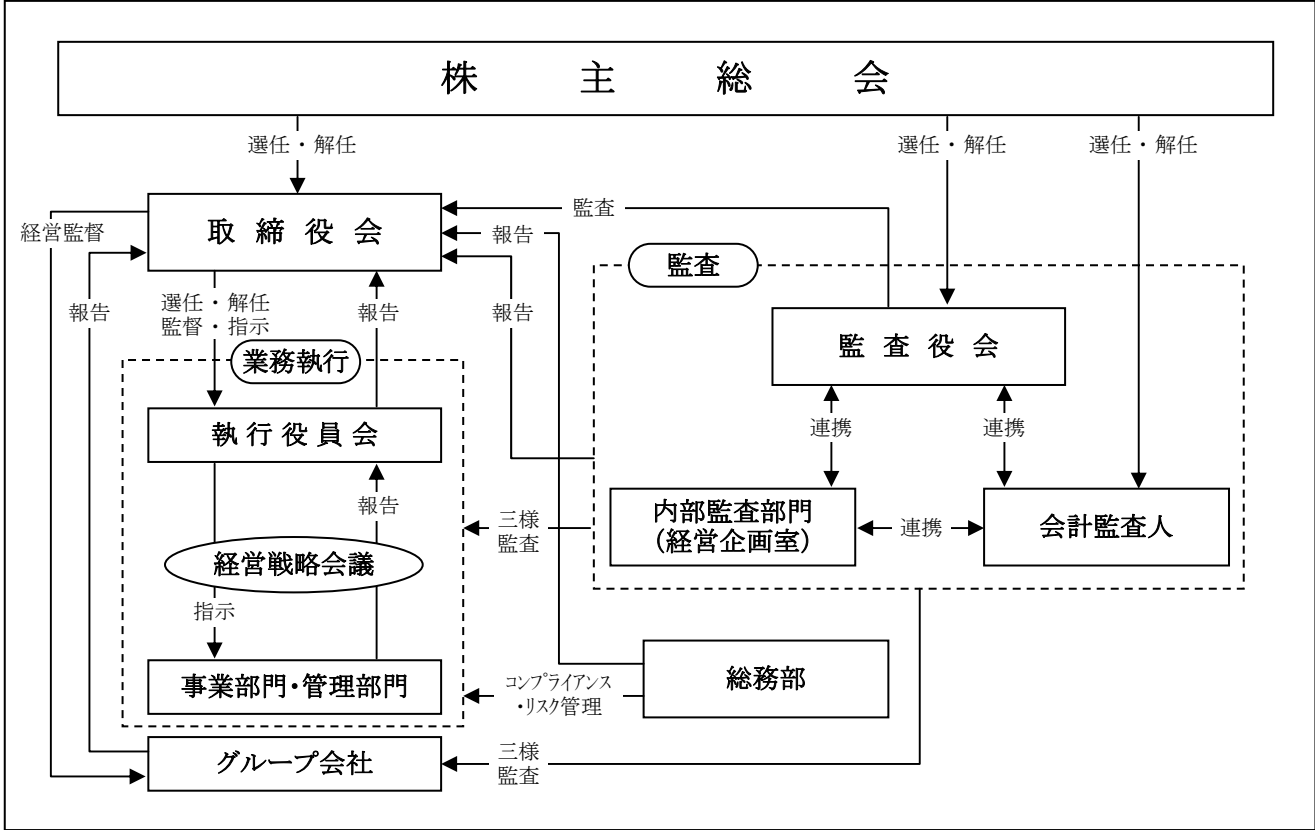
【管理体制・規則について】

当社は、適時開示規則に準拠した情報、ならびにその他重要な情報について、インサイダー情報と指定し、当社で定めた「インサイダー取引防止規定」に従い、情報管理、社内通達、開示の実施を行っております。

【情報開示の社内体制】

1. 当社における情報の適時開示・情報の社内管理は、統括情報管理責任者である経営企画室長の指揮のもとに経営企画室ならびに総務部が担当します。
2. 当社及び連結子会社、関連会社において内部情報が発生した場合には、当該部門長もしくはグループ会社情報管理責任者より、直ちに統括情報管理責任者へ報告します。
3. 報告を受けた統括情報管理責任者は直ちに内部情報管理を徹底し、適時開示の担当部署と協議および適時開示規則に照らし適時開示の要否判断を行い、必要に応じて取締役会を招集します。発生事実については発生後遅滞なく、決定事項及び決算情報については取締役会承認後遅滞なく適時開示を行います。

(企業統治体制の概要図)



(適時開示体制の概要図)

